

2010. 8. 20

文書番号		熱 第 号		目次番号		
決裁区分	[Redacted]					区分
收受	平成 年 月 日	保存年限	1 5 10 永	公印承認欄		至 <input type="checkbox"/> 急
起案	平成 22 年 8 月 19 日	類 目	・	[Redacted]		秘 <input type="checkbox"/>
決裁	平成 年 月 日		・			
施行	平成 年 月 日	付 記	・	[Redacted]		重 <input type="checkbox"/> 要
完結	平成 22 年 8 月 27 日		・			
主 管	[Redacted]	主 管	建設部	先方の文書		
			まちづくり課	付		
			[Redacted]	第 号		
				起 案 者		
合 議	[Redacted]					指示・意見
あて先	発 信 者 名		<input type="checkbox"/> 市 長 <input type="checkbox"/> 助 役 <input type="checkbox"/> 消 防 長 <input type="checkbox"/> ( )	<input type="checkbox"/> 助 役 <input type="checkbox"/> 部 長 <input type="checkbox"/> 課 長 <input type="checkbox"/> ( )	<input type="checkbox"/> 収 入 役 <input type="checkbox"/> 課 長 <input type="checkbox"/> ( )	
標 題 伊豆山七尾地内における [Redacted] による開発について						
[Redacted]						
〔 照 会 回 答 <input type="checkbox"/> 通 知 <input type="checkbox"/> 依 頼 報 告 復 命 締 結 申 請 制 定 指 令 決 定 ( ) 〕						
現在D工区において、道路及び宅盤の築造を目的として、土砂の搬入を						
行い盛土の造成が行われている。このことについて、先般より書類の提出を						
求めているが提出がなされていない。また、赤井谷における土採取条例に						

基づく盛土の造成については、作業が遅れており、未だに完了検査を受けられる状態になっていない。これらの状況について関係する事業者に対して説明を求めるため、別紙のとおり通知を行うものである。

平成22年8月20日

御中

熱海市役所まちづくり課

熱海市伊豆山七尾地内における工事について

貴社及び貴社が現在行っている下記の工事について、現時点での内容と今後の予定等について、協議を行いたいので関係者のご来庁をお願いします。

記

1. 熱海市伊豆山字嶽ヶ地内、「D工区の開発行為」について  
(工事施工者： ██████████ 氏)  
( 同上 : ██████████ 氏)
2. 熱海市伊豆山字赤井谷地内、「土採取条例に基づく埋立行為」について  
(工事申請者： ██████████ 氏)  
(工事施工者： ██████████ 氏)

上記関係者のご来庁をお願いしたいので、日程の調整について連絡をお願いします。

以上

担当
██████████ : ██████████
TEL ██████████

D工区 H22. 8. 19



赤井谷 H. 8. 6

